

平成 25 年度福島県除染技術実証事業実施要領

平成 25 年 8 月 1 日
福島県生活環境部

1 目的

身近な生活空間等から放射線量を低減させるための除染については、放射性物質汚染対処特措法(※)に基づき国や県、市町村等が実施することとなっている。

このような中、県では実用可能で効果的な除染技術を公募し、除染前後の放射線量の測定等を実施し、その結果を評価・公表することにより、事業者による新たな除染技術の開発及び市町村等による効果的・効率的な除染の促進を図ることを目的に本事業を実施する。

※平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法

2 公募する除染技術

(1) 重点的に実証する除染技術

ア 構造物（建物、道路等）の除染技術

（例：既存の技術では除染の効果が低い構造物に適用可能な技術等）

イ 仮置場等の有効活用と適切な維持管理に資する技術

（例：土壌を減容化する技術、保管する除去土壌の効率的な管理技術等）

(2) その他の除染技術

3 実証事業の手続き

実証事業は、以下の手続きに従って行うこととする。

(1) 対象技術の公募

福島県（以下「県」という。）は、上記 2 の技術について公募する。

(2) 技術実証に係る申請

技術実証の申請者（以下「申請者」という。）は、別紙「平成 25 年度福島県除染技術実証事業申請書記載方法」（以下「記載方法」という。）に基づき申請書を作成して、県に申請する。

(3) 申請書の形式審査

県は、申請書に必要な項目の全部が記載されているか審査する。

(4) 審査委員会による審査

除染技術に係る有識者等からなる福島県除染技術実証事業審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、形式審査を経た技術について、以下の要件を踏まえた書類審査・ヒアリングを実施する。

《除染技術の選定にあたっての審査要件》

ア 技術の妥当性

① 申請する技術の原理が科学的根拠に基づくものであること。

② 経済合理性や汎用性等、実用可能性のある技術であること。

③ 申請する技術による実証や実用に当たって、副次的な環境問題等が生じないこと。

- ④ 既存の除染技術と比較して高い効果が見込めること。
- ⑤ 先進的な技術であること。
- ⑥ 国やその他の機関により同様の実証を受けていないこと。

イ 適切な実地試験実施場所の確保

申請者が確保した実地試験実施場所が、申請する技術の除染効果を評価する上で適切であること。

ウ 実地試験計画の妥当性

- ① 実地試験計画が、申請する技術の評価を行う上で必要かつ十分な計画となっていること。
- ② 実地試験計画が、除染関係ガイドライン（平成 25 年 5 月第 2 版環境省）等で示されている標準的な工法と申請する技術の効果を比較・検証することが可能な計画となっていること。

(5) 実地試験実施技術の選定

県は、審査委員会の結果等を踏まえ、実地試験を実施する技術を 5 件程度選定する。

(6) 実地試験の実施

(5) で選定された技術の申請者は、県と協議のうえ、県の確認のもとで実地試験計画に基づき除染を実施する。県は、当該除染技術の効果を確認するために必要な検証・検査を実施する。

(7) 実地試験結果の評価・公表

県は、実地試験の結果について、審査委員会の助言のもと当該技術の効果等を評価し、ホームページ等で公表する。

なお、県は、技術の評価に当たり必要な報告を申請者に対し求める場合がある。

4 欠格要件等

上記 3 の手続きにおいて選定された申請者が次の要件（以下「欠格要件等」という。）に該当することが明らかとなった場合、県の選定を取り下げ、当該技術に係る実証は実施しない。また、実地試験開始後に欠格要件等に該当することが明らかになった場合、選定された申請者は当該技術の実証を中止するとともに、申請者の責任により実地試験場所の原状回復等を行うこと。（実証の中止に伴い必要となる費用については、申請者の負担とする。）

(1) 欠格要件

ア 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき、更生手続開始又は民事再生手続開始の申立がなされていないこと。

イ 自己又は自社の役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団及び同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員である者のほか、次の各号に該当する者でないこと。

- ① 暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者。
- ② 暴力団又は暴力団員がその経営に実質的に関与している者。
- ③ 自己、自社又は第三者の不正な利益を図る目的若しくは第三者に損害を加える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用などしている者。
- ④ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直

接的あるいは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している者。

⑤ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。

⑥ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者。

(2) 放射性物質汚染対処特措法等の関係法令を遵守しない場合。

(3) 作業者の放射線障害防止について対策を講じない場合。なお、講じる対策については、除染電離則、除染電離則ガイドライン等を参考にされたい。

(4) 提出書類に虚偽の記載がされている場合。

5 実地試験の実施場所及び費用等

(1) 実地試験の実施場所（福島県内の地域とする。ただし、帰還困難区域を除く。）は、申請者が確保するものとする。

(2) 実地試験により発生する廃棄物等の処理・処分は申請者が適切に実施するものとし、その費用等についても、申請者の負担とする。

なお、除染に伴って排水が生ずる技術の場合は、放射性物質汚染対処特措法に定める、特定廃棄物の処分に伴い生じた排水に係る基準を満たすこと。

※特定廃棄物の処分に伴い生じた排水に係る基準

$(\text{セシウム 134 濃度 (Bq/L)} / 60) + (\text{セシウム 137 濃度 (Bq/L)} / 90) \leq 1$

(3) 実地試験を行う場合の実地試験実施場所への機械装置の持込み・設置、装置の運転、実地試験終了後の装置の撤去・返送に要する費用を含む全ての費用は申請者の負担とする。

(4) 実地試験に係る試料の検査は県が行い、検査費用は県が負担するものとする。

6 知的財産等について

(1) 県は、本事業を通じて知り得た申請者の除染技術に関する情報については、本事業以外の目的で利用しないものとする。

(2) 本事業の実施により作成される報告書等の著作物に関する著作権は、県に属する。

7 免責事項

(1) 本事業の実施に伴い、申請者の機械装置に故障、破損等の損害が発生した場合は、県の故意又は重過失による場合を除き、県は責任の一切を負わない。

(2) 申請者の瑕疵により第三者に被害を与えた場合は、申請者が責を負うものとし、県は責任の一切を負わない。ただし、県の責に帰すべき事由により生じたものについては県が負担する。

(3) 本事業に関する報告書等の公開により、申請者と第三者の間に係争が生じた場合は、県は一切の責任を負わない。

(4) 除染技術の基本性能に関する仕様に変更された場合には、変更後の技術に対しては、本事業に関する報告書等のデータは適用されない。

8 不明の点がある場合の疑義について

(1) 質疑事項がある場合は、質問書（別紙様式）を用い、平成 25 年 8 月 14 日（水）17 時までには郵送、F A X 又は電子メールで提出すること。

- (2) 質問書に対する回答は平成 25 年 8 月 20 日 (火) から平成 25 年 8 月 30 日 (金) までの間、福島県庁のウェブサイト (<http://wwwcms.pref.fukushima.jp/>) 等に回答書を掲載する。

9 注意点等

- (1) 申請書の作成等にあたっては、以下の点に留意すること。
- ア 申請書は、別紙記載方法に基づき作成し、5 部 (正本 1 部、写し 4 部) 提出すること。
 - イ 申請書は郵送でのみ受け付ける。なお、郵送の際は、書留郵便等、配達記録が残るようにすること。
- (2) 除染技術の審査について
- ア 審査は別紙記載方法による申請書 (様式 1 ~ 8) のみにより行う。(様式 1 ~ 8 以外に添付された資料は審査の対象としない。)
 - イ 審査の経過に関する問い合わせについては、受け付けない。
- (3) 本除染技術実証事業は、選定された技術の除染効果を客観的に評価するものであり、除染業務の発注等に直接つながるものではない。

10 公募期間

平成 25 年 8 月 1 日 (木) から 8 月 30 日 (金) ※当日消印有効

11 今後のスケジュール (予定)

スケジュールについては、下記を予定している。

- | | |
|--------------------------|-----------------------|
| (1) 書類審査 | 平成 25 年 9 月上旬 ~ 9 月中旬 |
| (2) 審査委員会における申請者からのヒアリング | 平成 25 年 9 月下旬 |
| (3) 実地試験を実施する技術の選定 | 平成 25 年 9 月下旬 |
| (4) 実地試験の実施 | 平成 25 年 10 月 ~ 12 月 |
| (5) 実地試験結果の公表 | 平成 26 年 3 月 |

12 申請書の不受理について

次の要件に該当する場合は、申請書を受理しない。

- (1) 申請書の提出方法、提出先又は提出期限に適合しない場合。
- (2) 申請書の様式及び記載内容に不備があった場合。

13 申請書提出先及び問い合わせ先

〒960 - 8670 福島市杉妻町 2 番 16 号 (西庁舎 8 階)
福島県生活環境部除染対策課 吉田主任主査、井手技師
電話 024-521-8317 F A X 024-521-9728
電子メール josen@pref.fukushima.lg.jp